

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 回田町184-1ほかの開発で、市は市民の声に込えているか

質問要旨 小平市回田町184-1ほかの宅地造成事業が5月8日から始まりました。この開発事業に関して、昨年9月定例会で請願「回田町の開発に伴い、安全な生活道路等の確保を小平市が主体的に実現することを求めることについて」が採択され、合理的な交通安全の確保が求められました。この開発に対しては、合理的な交通安全のほかにも、災害時の避難経路の確保や、狭い敷地に近接して住居が建てられることによる日照やプライバシーへの不安の声が、周辺住民から上がっています。市は、住民からの不安の声に十分に対応しているか、お聞きします。

1. 回田町184-1ほかの開発では、T字型の袋路状道路がつくられます。[小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例\(以下、条例という\)の施行規則](#)によると、道路は、「両端が他の道路に接続すること。ただし、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めたときは、袋路状道路とすることができる」となっています。回田町184-1ほかの開発で、市長が「周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がない」と認めた理由をお教えてください。
2. 東京都発行の「[都市計画法の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準及び宅地造成等規制法の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の審査基準](#)」(令和4年4月1日改定)は、道路は通り抜けを原則とし、袋路状の道路は、防災上の観点からみて好ましいものではない、としています。そして、やむを得ず行き止まり道路とする場合には、自動車が転回できるスペース(転回広場)を設置することを求め、転回広場の設置箇所数は、道路幅員が6m以上の場合は、120mを超えた120m区間ごとに1箇所設けるとしています。回田町184-1ほかの開発でつくられるT字型の袋路状道路は、南側に隣接する宅地内の道路に接続しますが、接続すると長いT字型道路となり、T字の北端が転回広場になっているほかは、五日市街道に接続するまで200m以上あるものの、転回広場はありません。このように長い袋路状道路は、都市計画法施行規則第24条において「避難上及び車両の通行上支障がない」といえるのでしょうか。
3. 昨年9月に採択された請願「回田町の開発に伴い、安全な生活道路等の確保を小平市が主体的に実現することを求めることについて」で求められた「合理的な交通安全」の確保は、達成されたのでしょうか。
4. 条例第18条は、事業主に、周辺住民に対して開発事業の計画内容、工事方法等について説明会の実施等の方法により説明することを求め、同条例の施行規則第28条は、周辺住民に対して、開発事業の工期、工法、作業時間等、工事車両の規模及び通行経路など7項目を説明するよう求めています。回田町184-1ほかの事業主が、今年2月3日付けで市に提出した住民説明報告書では、昨年6月2日から23日にかけて説明を行ったとしていますが、昨年6月時点で事業者が住民に配布した説明資料では、工期は昨年7月からとされており、工法、作業時間、工事車両の規模及び通行経路、などの記載はなく、土地利用計画の道路の形状も現在と異なっています。このような説明で、条例及び施行規則に基づく説明がされたと言えるのでしょうか。
5. 条例第18条は、事業主は、周辺住民への説明を行ったときは、その内容を速やかに市長に報告しなければならない、としています。回田町184-1ほかの開発の事業主は、昨年6月の説明を速やかに報告したと言えるのでしょうか。
6. 事業主による説明が不十分であると感じた周辺住民は、事業主が市に提出した住民説明報告書を今年4月4日に開示請求し、21日に開示結果を受領しました。開示請求した住民は、住民説明報告書が開示され、その内容を住民が確認するまで、市は開発への同意書を出さないように求める意見書を4月14日に市に提出していましたが、市は、住民説明報告書を開示するより前に、開発の同意書を発行しました。市は、事業主からの説明が不十分だという住民からの意見には応える必要はないと判断したのでしょうか。

7. 条例は、事業主に対して、自らも地域社会の一員としての社会的使命を自覚し、市民とともにまちづくりを行うことを求め、周辺住民への説明を行うに当たっては、紛争の予防に努めなければならない、としています。市は、事業主に対して、条例を遵守するよう求める指導を十分に行っているでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年5月29日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 氏名 水口 かずえ